

「障害」とは、社会との関係性の中にある問題

たまたまネットで「ヒューマンネットワーク熊本（障害者差別禁止条例をつくる会）」が作成した「障害に基づいた、差別と思われる事例集」を目にした。

国は、「国連障害者の権利条約」に署名したが未だ批准はしていない。

批准のためには国内法の整備が必要なため、今、「障がい者制度改革推進会議：差別禁止部会」で差別禁止法制定への議論・準備を進めている。

法律制定までの繋ぎか、各地方自治体で独自の差別禁止条例を制定、または準備中のところが多くなってきている。

こうした法的、行政的に「差別」という時はどういう捉え方か、いじめ、中傷、侮辱、無理解等とどう区分けするのか、今一よく分からなかった。

国連の「障害者の権利条約」を基にしたこの熊本の「条例をつくる会」の事例集は、その辺のところを簡潔に分かり易く解説されているように思えた。

従来の「障害」の捉え方は「身体的・知的・精神的機能障害（医学モデル）」であったが、これからは「社会との間の障害物によって、その能力を発揮する機会を奪われた状態」であり、「障害は個人の問題ではなく、社会との関係性の中にある問題（社会モデル）」と捉えるとのこと。

このことから、「差別は『どういふつもりだったか』という過程でなく、『どんなことが起きたか』という『結果』が問題になる」という捉え方で、「障害を理由とした、『一般と異なった（異なると推定される）結果（不利益、区別、排除、制限）』が差別の問題」とか。

差別の3つのパターンとして、

- ①直接差別（障害に基づいて他の人と違う取り扱いをする場合）
- ②間接差別（表面的には中立の基準・慣行の適応。しかし、実は、障害のある人だけに不利益な効果を発生する場合）
- ③合理的な配慮の欠如（実質的な平等を確保するには、一定の配慮が必要だが、その配慮をしない場合）

と示され、各側面（教育、労働、商品及びサービス、公共交通、建築・道路・トイレ、福祉、医療、情報保障、不動産の利用・取得、選挙及び政治参加、人間関係）からの数々の事例が紹介されていた。

法律でなく地方自治体の条例の限界からか、「相手方に過重な負担になるような場合は、差別的な問題があっても例外となる。」との但し書きがあったのが気になった。

やはり、予算措置を講じることも含む法律の制定が望まれる。